

じんけん ぶんか まちづくり

一般財団法人とよなか人権文化まちづくり協会

第 52 号(2016 年 7 月)



○巻頭コラム「『部落地名公開事件』のその後」	3
○評議員のページ「インターネットと子どもの性問題行動」	10
○理事のページ「日本の子守唄」	12
○2016 連続講座「『橋のない川』と住井す糸の世界」	17
○楽遊ガイド「もう一つの橋のない川 信じていた、七色の水は流れたのだろうか」	22
○豊中地域から「地域別安否確認情報交換会（ささえあいネット）」	24
○蛭池地域から「8 月は『平和と人権月間』」	25
○報告「誰が差別をつくるのか②」	26
○書評「ふしぎな部落問題」	31
○報告「初めての裁判傍聴」	33
○報告「2016 連続講座を終えて」	34
○編集後記	39

表紙の写真「日本のミケランジェロ＝石川雲蝶」

石川雲蝶【1814 年～1883 年】は、本名を石川安兵衛と言い、江戸の雑司ヶ谷（現在の東京都豊島区）で生まれた。若くして江戸彫石川流の彫物師として名を挙げ、苗字帯刀を許された。20 代で幕府御用勤めになり、「石川安兵衛源雲蝶」を名乗った。縁あって三条の金物商・内山又蔵の招きに応じて、越後の国に入り、住み着いた。雲蝶を知ったのは 2 年前で、その 5 月、「名工・石川雲蝶の作品を堪能するバスツアー」に参加した。

まず訪れたのは、「永林寺」。本堂に入ると、そこは別世界だ。至る所に雲蝶作品が…その数 25 点にのぼる。圧巻、壮観、いや絶景と言うべきか。一番有名なのが「天女」で、ふっくらとした 3 人の「美女」が楽器を奏でている。観ても見飽きない。次は「西福寺」。山門も必見。本堂の床には「埋め木」が施され、欄間には彫刻、奥には襖絵も。ピカイチは開山堂の天井一面の大彫刻「道元禅師猛虎調伏の図」。首が痛くなるほど見上げねばならないが、圧倒されるとはこのことだろう。「もう、参りました」と言うしかな

い。続いて、「穴地十二大明神」へ。ここは野外にある神社だ。子どもたちの遊び場でもあり、ボールが当たって作品の一部が欠けたりしているし、風雨に晒されるままに「劣化」が進んでいる。雲蝶作品が野ざらし同然になっているとは！最後は、「龍谷寺」。欄間には透かし彫りの猿や麒麟（表紙）、唐獅子、牡丹が嵌めこまれている。寄進者の名前がつけられて競っているかのようだ。

雲蝶作品は 1000 点ほどあり、1 点を除くすべてが魚沼地方にあるが、公開されているのはその一部に過ぎず、雲蝶と関わりがあった個人の家に埋もれているものもあるようだ。それにしても雲蝶、おそろべし！一体、どうしたらこんな彫り物ができるのか？想像してもわかるはずがなく、迷路にはまり込んでしまう。この種のものとしては日光東照宮が有名だが、雲蝶作品はそれを凌駕するといつていいほどの凄味と秀逸さがある。なお、「ミケランジェロ」と言ったのは、テレビ番組でお馴染みの古美術鑑定家の中島誠之助さんです。【佐々木 寛治（事務局長）

「部落地名公開事件」の その後

佐々木 寛治（事務局長）

1. 事件の経過

- 1月6日 鳥取ループが「復刻本」の販売を予告するとともに、データを公開
- 2月8日 復刻本（4月1日発行）の予約注文をアマゾンで開始
- 3月22日 解放同盟員が横浜地裁に出版・販売停止の仮処分を申し立てる
- 3月28日 横浜地裁が仮処分を認める決定を出す
- 3月29日 東京法務局が「説示」する
- 4月4日 解放同盟員が横浜地裁相模原支部にリストの削除の仮処分を申し立てる
- 4月18日 横浜地裁相模原支部がサイト削除を命ずる仮処分（出版・放送などでの公表も禁ずる）決定を出す
- 4月19日 解放同盟員ら211人が1人110万円（総額2億3千万円）の損害賠償を求めて東京地裁に提訴
- 7月5日 第1回口頭弁論（東京地裁）

2. 「鳥取ループ」との論争～ブログ「ストーン・リバー」より～

個人ブログ「ストーン・リバー」で『鳥取ループ』に告ぐ」と題した記事を書いたところ、「鳥取ループ」およびその関係者からコメントが書き込まれ、ちょっとした「論争」になりました。彼らがどんな考え・意図のもとにこんな事件を起こしたのか、その一端

が読み取れると思いますので、そのまま転載します。

なお、● Commented by sayamazikenの部分は私のコメントです。

「鳥取ループ」に告ぐ【2016-04-21 17:19】

「鳥取ループ」（示現舎）が、80年前の被差別部落の調査資料「全国部落調査」のデータをインターネット上に掲載した件で、横浜地裁相模原支部は部落解放同盟の「差別を広げるものだ」とする申し立てを認める「仮処分」をおこなった。このいわゆる「部落地名総鑑」のインターネット版によって、インターネットにつなぐことができれば、誰でも・いつでも全国の被差別部落の所在地に関する情報をタダで手に入れることができる。

豊中でも毎年のように「同和地区問い合わせ」事件がおきているように、どこに部落があるのか？どこが部落か？ということを知りたい人は後を絶たない。もちろん、それは差別をなくすためにではなく、部落を避けたい、関わりたくないという差別意識からの行為だ。だから、こうした人たちにとっ

被差別部落差し止め訴訟 被告側、争う姿勢

全国の被差別部落の情報をインターネットで公開し書籍でも出版しようとしたとして、部落解放同盟（東京都）などが福岡市の男性らにウェブサイトの記事の削除と出版の差し止め、計約2億6900万円の損害賠償を求めた訴訟の第1回口頭弁論が5日、東京地裁（河合芳光裁判長）で開かれた。被告側は請求を退けるよう求め、争う姿勢を示した。

原告は同盟のほか、ウェブサイトに氏名が掲載されるなどした場内を含む全国の被差別部落出身者244人。

訴えによると、男性が運営するウェブサイトに被差別部落の所在地や同族に関係する人物の氏名などを承諾で公開され、プライバシー権や差別されない権利を侵害されたと主張。また、男性が代表を務める川崎市多摩区の出版社「示現舎」は、全国の被差別部落の所在地などをまとめ、戦前に作成された「全国部落調査」の複製版の出版を計画したとしている。

一方、被告側は答弁書で、「被差別部落出身者」という法律上の身分は存在せず、社会的にも定義が定まっていないとし、「原告には裁判の当事者となる資格がない」などと反論した。

被告の男性（37）は開廷後の会見で、出版の目的を「注目されたいからではなく、部落の問題を議論するため」と強調。原告側も会見し、男性がサイトに公開した情報を基に、市役所の窓口で彼の結婚相手が部落出身者かどうかを尋ねる差別が被害されるなど、影響が出ていることを明らかにした。

原告側は提訴前に仮処分を申し立てており、横浜地裁と地裁相模原支部は被告側に出版の差し止めやサイトの削除を命じている。しかし原告側によると、サイトは一部を除き今も公開が続いているという。

では、この情報はありがたいことはまちがない。すでに情報はあちこちに広がっている。そして、それは結婚や就職などの身元調査に密かに使われるかもしれない。その結果、出自があばかれ、差別事件が起こることも避けられない。

「鳥取ループ」は言う。「全国部落調査の出版は差別ではなく、差別につながるとも考えていない」「全国部落調査の出版妨害こそ差別であり、人権侵害である」「隠すことこそが差別の原因になっている」と。部落の所在地を公開することによってどんな事態がおこるのか、ちょっと想像しただけでわかるはずだ。しかし、彼らはそんなことには「関心」がない。「隠すこと＝差別」という間違った物差しでしか、部落問題を見ていない。私たちは所在

地を「隠している」のではない。部落問題の解決につながるのであれば、きちんと明らかにしている。

部落差別はなぜ起こるの？所在地を公開しないことが原因だって？公開すれば部落差別はなくなるって？ウソでしょう？マジでそんなことを信じているの？無知をさらけだして恥ずかしくないの？ほんとにオメデタイ人たちだ。部落問題をまともに考えているとはとても思えない。人々の差別意識を刺激し、部落差別をあおることを平気でする、これは明らかに「犯罪」だ。速やかに「仮処分」に従い、データを削除し、過ちを認めて謝罪すべきだ。

コメント

◆ Commented by miyabet at 2016-04-21 21:56

鳥取ループです。このくらいの事をしないと、これからも議論から逃げ続けていたでしょう。次の世代のためには、50年も100年もタブーにしてはいけないのです。鳥取、大阪、滋賀の同和地区マップを公開しても大きな問題は起きませんでした。もっと楽観的になるべきです。仮処分の内容は既に履行しました。しかし、データは各所に散らばって私も把握できないので、もう意味はありません。

◆ Commented by 聖代橋 at 2016-04-21 22:18

> 部落問題の解決につながるのであれば、きちんと明らかにしている。

H小学校事件でMがO先生の父親の出自を暴いたのも「部落問題の解決につながる」からでしょうか？だとすれば、Mの行為は「部落問題の解決につながりましたか？部落解放同盟が具体的にどのような基準で「部落問題の解決につながる」か否かを区別しているのか教えてください。

● Commented by sayamaziken at 2016-04-22 07:02

コメント、ありがとうございます。「これくらいの事」とは思えません。とても大きな事です。タブーにしないことはその通りですが、こうした事は意味が違います。「楽観的」になればいいですが、現実がそうはさせません。後始末はできない？責任放棄ですか？ひょっとしたら、それが「目的」だったのではないですか？

個別の事件は把握していませんので、コメントできませんのでご了承ください。「基準」については、私自身としては、ケースバイケースとしか申し上げられません。それを誰が決めるのかということになるかと思えます



じんけん ぶんか

が、双方の関係性によって自ずから決まるもので、厳格な線引きがあるわけではありません。

私には「地名の公開」が、どうして部落問題の解決につながることになるのか、全く理解できません。ぜひ、教えていただきたいと思えます。

◆ Commented by 通りすがり at 2016-04-22 07:39

いやいや、「地名の公開」が、どうして部落差別になるのかと。その地名を理由にして差別を行う人間が悪いのであって、資料を公開した人間を差別者とする考え方こそが差別だよ。

◆ Commented by miyabet at 2016-04-22 08:28

「現実がそうはさせません」ということは、あきらめて現実を受け入れるということです。しかし、私は現実を変えたいと思っています。少なくとも、部落の地名を言ったり、調べたりすると糾弾されるような現状は、部落を特別視させる結果にしかありません。それをさせないためには、公開のものという既成事実を作る必要があります。

● Commented by sayamaziken at 2016-04-22 09:39

「地名を理由にして差別をする」のは悪いことですが、その地名を提供する人は悪くはないのですね。差別に利用されることを知りながら、なぜそうするのか理解できません。差別が起

こる現実を変えたいと私も思っています。だから、差別の現実をあきらめて受け入れる気はないし、微力ですが、日々努力をしているつもりです。

特別視は、地名に関わっておこるものではないと思います。部落差別がなぜ起こるのか、根源的な理由は私にもわかりませんが、部落差別がたどってきた歴史にあることは間違いないと思います。地名だけにこだわり、そこに問題を焦点化するの、木を見て森を見ないことではないかと思います。

公開によって引きこされる事態をどう引き受けるのかという問題もあります。おそらく、それは無限責任になるはずで、ぜひ、そのこともお考えいただきたいと思います。

◆ Commented by miyabet at 2016-04-22 10:50

公開によって引きおこされる事態をどう引き受けるのか…例えは悪いですが、誰かが「ババ」を引かないといけません。そうでなければ、永久に秘密なのか公開なのかあやふやな状態を続けることになります。解放同盟にその勇気がないから、私がやったのです。東京新聞にも答えましたが、もし「部落」というものが、平家の落人部落や忍者の隠れ里のように観光名所になれば素晴らしいと思いませんか。

● Commented by sayamaziken at 2016-04-22 15:34

あえて「ババ」を引いたというわけですか。ということは握った「ババ」



をどうするのか、そこまで考えてのことですよ。確信犯なのですから、しっかりお示しいただきたいです。部落は「観光名所」にはならないでしょう。なぜなら、近づきたくない、関わりを持ちたくないというのが、多くの人の本音だからです。それが所在地(地名)を公開することによって「変わる」ことは全く期待できないと思います。逆の結果しかもたらさないでしょう。なぜ、公開が部落解放につながるのか？理解できません。

◆ Commented by 聖代橋 at 2016-04-22 18:00

『同和と在日6』(2012年)32-33頁からの引用です。今日に至るまで、部落解放同盟の方々には下記の矛盾を合理的に説明できていません。これが最大の論点なのではありませんか。

>「寝た子を起こすな」とかつては勇ましく地区名を明かし差別と貧困解消を訴え、奨学金、住宅貸付金、固定資産税の減免措置を得てきた。

>ところが今になって、それが差別だ、地区名どころか隣保館の設置条例



まで隠せという現実。しかも「無関心なのが差別を助長する」彼らは、こうも訴えた。

(1)「寝た子を起こすな」論で行くなら、部落問題はもう終わったものとし、被差別部落を特定する情報の流布を認めない代わりに、優遇措置も諦めなければならぬ。(全解連・人権連の立場がこれですね)

(2)「寝た子を起こせ」論で行くなら、部落問題は今なお深刻であるとし、優遇措置の恩恵にあずかる代わりに、被差別部落を特定する情報の流布は認めなければならぬ。(かつての部落解放同盟はこうでした。情報の流布を認めるところか、「狭山同盟休校」や「部落民宣言」に見られるように、むしろ積極的に推進していました)

まとめると、今の部落解放同盟は「寝た子を起こすな」論と「寝た子を起こせ」論のいいとこ取りをしようとしている、そこに理論的な脆弱さがあるのではないのでしょうか。「森田益子による身元暴きはきれいな身元暴き。鳥取ループによる身元暴きは汚い身元

暴き」という言い分は成り立たないでしょう。

◆ Commented by sayamaziken at 2016-04-22 20:26

部落解放運動は「寝た子起こす」との闘いでもあったと思うし、それは今もなお核心的な課題としてあります。振り返れば、「特措法」による「地区指定」を受け、同和対策事業が実施された時が、大きなチャンス（分岐点）だったと思います。その時であれば「公表」は可能であったと思います。しかし、そういうところまで事態は進みませんでした。その時点では、そのことが部落解放運動にとって戦略的な意味を持っているとの認識は希薄だったのでしょうか。また、部落問題のとらえ方においても、差別・被差別の二分法が優勢でしたから、部落外との関係をどうこうするという問題意識は希薄だったことが影響していたと思います。

だから、指摘にはうなずく点もありますが、それは今の時点だから言えることで、当時、そうした問題提起をする人はなかったのではと思います。その意味では、運動の限界を時代を超えてどうのこうのと言っても意味がないと思います。もちろん、批判の自由はありますが。

◆ Commented by uesugi77 at 2016-05-10 23:33

私的な会話の一部分や、出所不明の落書きなどを取り上げて大規模な糾弾を繰り広げてきたのだから、外部住民

が「関わりたくない」「そういう地域に住みたくない」と考えるのは、リスク回避として当然ではありませんか。しかも暴力を伴った糾弾行為についての謝罪も、公式にすることがない。つまり今後も同様のことを起こす可能性があるわけです。解放同盟が過去の糾弾を謝罪するのでなければ、こわい意識は絶対に消えません。

● Commented by sayamaziken at 2016-05-11 08:03

そのような「見解」は珍しくはありませんが、それ自体、とても偏っていると思います。「糾弾」＝「暴力」ではありませんし、そのような認識を誰もが持っているわけでもありません。意図的に流布され、拡散され、「真実」のごとくに定着した部分が大きいと思います。また、「こわい」意識も「糾弾」から派生したものではないと思います。水平社が創立される以前から、もっと言えば、部落差別なるものが生まれると共に刻印されていたと思います。単純に切り分けるのは心地いいかもしれませんが、重大な誤謬を孕んでいることもあることを知るべきでしょう。

◆ Commented by 被糾弾者の本音 at 2016-05-12 08:21

> 「糾弾」＝「暴力」ではありません
私が糾弾を受けた時も、そのように言われました。本心と正反対のことをね。「私は差別者です。申し訳ありません」「同盟の方々がなさっているこ

とは、暴力ではありません」と。なぜなら、そうしないと糾弾が終わらないですから。解同には「糾弾をどこまで続けるか決める」「糾弾をどこまで拡大するか決める」という権力があります。その権力を使って解同の望むことを言わせているわけです。構図としては、ストーカーがターゲットに刃物を突き付けて「俺を愛しているか？ 正直に言え」と迫るのと同じです。自分を守るためには誰も「あなたを愛している」と言わざるを得ない。しかしそれを聞いて「ああ、俺は愛されているのだ」と満足するのは狂人だけです。こんな行為に、教育的効果があるわけがないですね。

解同は「糾弾こそ解放運動の生命線である」と言いつつ、「部落差別は今なお深刻な問題である」とも言っています。長年の糾弾闘争にもかかわらず部落差別が今なお解消できていないとすれば（何ををもって「部落差別の解消」と見るかは定義がないので「部落差別は今なお深刻な問題である」という便利なフレーズは永久に利用できるわけですが）、それは糾弾に教育的効果がないのが大きな原因である、というこ



とになぜ思い至らないのでしょうか。
(続く)

◆ Commented by 被糾弾者の本音 at
2016-05-12 08:23

(続き) 解同は狭山事件における「自白の強要」を問題にしています。しかし解同が被糾弾者を締め上げる手口は、狭山事件で警察や検察が石川一雄を締め上げた手口とそっくりそのまま同じです。矢田事件で教師たちを脅して「私は差別者です」と言わせた解同と、狭山事件で石川一雄を脅して「私が犯人です」と言わせた警察や検察と。両者は鏡に映したようにそっくりです。

私から虚偽の「差別告白」を引き出した解同の役員連中へはご満悦でした。矢田事件で虚偽の「差別告白」を引き出した大阪府連の連中も、さぞ満足だったことでしょう。しかしその満足の内容は、関源三や長谷部梅吉の満足感とそっくり同じであることを自覚すべきです。「王様のお召し物は立派です」と阿諛追従されて悦に入っている裸の王様の満足感、とも言えましょう。

最後にもう一つ指摘しておきますが、物理的暴力だけが暴力というわけではありません。私は今でも、解同によって精神的にレイプされたと考えています。糾弾の教育的効果なるものの実態、かくのごとし。

● Commented by sayamaziken at
2016-05-12 20:27



コメントをいただき、ありがとうございます。どういう方が全くわからないので当惑もしていますが、お返しをしたいと思います。いわゆる「暴力的な糾弾」の体験者ということですが、おそらくそれは「事実」なのでしょう。というのは、私にはその成否を判断することができないからです。ですから、そのように受け止めたいと思います。おっしゃるように糾弾には絶大とも思えるような力があります。それを「権力」と呼ぶ人もいますが。でも、それはある日突然に降ってきたものでしょうか？そうではないです。長い間、差別に呻吟してきた部落民がその桎梏を跳ね返すべくあげた関の声に端を発しているのだと思います。そのことを抜きに「糾弾」を云々することはできないと思います。それが時代の変遷の中で、「行き過ぎ」や「過ち」もあったかもしれません。しかし、だからと言って「糾弾＝悪」とするのは間違っていると思います。あやまってる現実を是まちづくり第52号

正するには「行き過ぎ」が不可避なことは部落問題に限りませんから。

狭山事件とも関連付けておられますが、国家権力と運動団体とを混同した物言いは、それ自体おかしいことは自明だと思います。解放同盟がどのような「力」を持っていたとしても、国家権力のそれとは雲泥の違いがあるし、それは「権力」と呼べる代物ではないことは明らかです。この点は、峻別してほしいと思います。

トラウマがまだおありだということについては、深く心に留めたいと思います。どうすればいいのか、私にもわかりませんが、可能なことなら「対話」をすることではないかと思います。

◆ Commented by miyabet at 2016-05-11 22:18

でも、全国部落調査は発行禁止なんですよ。権力側には寛容であれと言っておきながら、自分たちは誰よりも不寛容。狭山事件の証拠開示にして

も、特定秘密保護法にしても、権力側には公開しろと言っておきながら、自分たちは誰よりも秘密主義。そのようなダブルスタンダードに違和感を感じませんか？

● Commented by sayamaziken at 2016-05-12 08:18

「ダブルスタンダード」ですか？何と何とを比較しておられるのでしょうか？そもそも権力側と非権力側とは峻別すべきでしょう。それを一緒にくたにするのは、言葉が悪いですが、「味噌も糞も・・・」の類だと思います。もちろん、miyabetさんは解放同盟を「権力」同様に見なしておられるのですから、そうした誤謬も止むを得ないのかもしれませんが。

ブログ「ストーン・リバー」

⇒ <http://burakusabe.exblog.jp/>

評議員のページ

インターネットと 子どもの性問題行動

野坂 祐子（評議員）

アジアの犯罪に関する国際学会に出席するため、北京に行ってきた。10代最後の夏に、初の海外旅行先として中国に1カ月間滞在して以来、20数年ぶりの北京。露店と自転車に溢れていた街は、高層ビルが建ち並び、路上は自動車で混雑し、地下には地下鉄路

線が巡らされてすっかり様変わりしていた。郊外から中心部を望むと、大気汚染の影響もあるのか灰色のモヤがかかってみえたが、街中に身を置いてしまうとさほど気にならず（ひっきりなしに走っている車に気をつけるので精一杯）。とはいえ、数々の歴史的建造

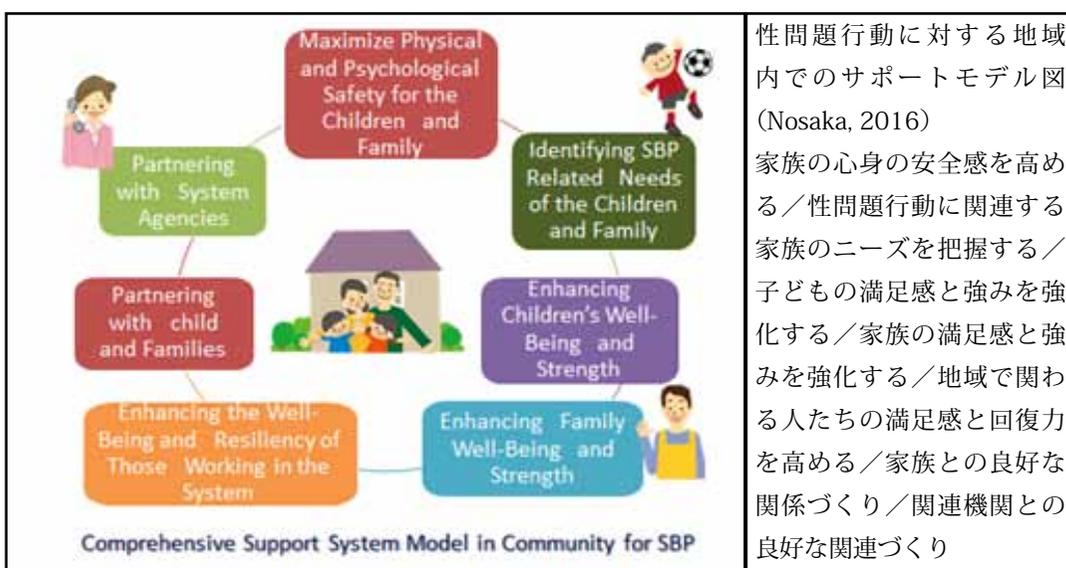
物は、四半世紀程度の時の流れの影響を受けるべくもなく、かつてと変わらぬ迫力で圧倒された。

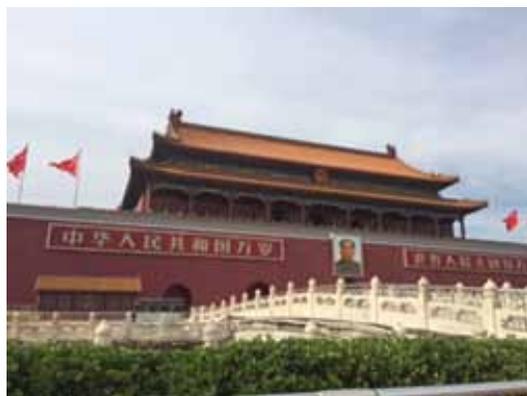
学会では、思春期の子どもの性加害行動に対する取り組みを報告した。かつては「年頃の男子なら当たり前」と見過ごされがちだった行動も、ここ10年で「性暴力」として認識されるようになった。その背景には、そうした子どもから被害を受けた子どもたちが声を上げられるようになり、性暴力がもたらす影響の深刻さに社会的関心が向けられるようになったことが大きい。同時に、性加害をする子どもに対して適切な支援をすれば、問題の多くは改善され、成人後に性犯罪者になるわけではないという欧米の実証研究も蓄積されつつあり、大阪においても性加害をした少年への介入は積極的になされている。

子どもの性加害行動は、おそらく以前から存在しており、最近になって現れた問題ではない。しかし、インター



ネットやスマホ等によって容易に性刺激にさらされ、SNSによる性情報（性的画像や交渉）の共有が可能になったことが、少年の性加害行動を後押ししているのも事実である。性加害をする少年のほとんどがネット等での性情報にアクセスしている。学会でも、日本のネット環境について質問され、アジア諸国でもネット制限の是非が大きな問題になっていることがうかがえた。議論では、性情報へのアクセス制限のみでは問題解決にならないという意見が主であり、制限を否定する根拠として、中国のある都市で、親が子どもの





ネット使用を厳重に制限したことが原因で子どもが自殺に至った事例も報告された。

だが、ここで問題なのは、ネット使用の可否ではない。たしかに、日本の現状のように、性犯罪と性行為を混同したようなポルノに子どもがさらされている状況は、子どもへの性的虐待とも捉えられ、改善を要するものである。しかし、上述の事例でいえば、そもそも子どもがそこまでネットに依存する状態になっていた理由や、ネットにハマらざるを得ない子どもの心境に対して、一方的な行動管理だけで関わった親の態度にこそ注目すべきだろう。性であれ薬物であれアルコールであれ、依存行動は何らかの苦痛を緩和させる効果がある。そこからの離脱に求めら

れるのは、禁止や制限ではなく、本人の「苦痛」をわかろうとする共感的な関わりと、別の方法で気持ちを満たすスキルの教育である。

性加害行動に至る子どもの多くは、たしかにネットにハマリ、性刺激を求めてやまない。それが性暴力の引き金になっているのは確かだが、そうした事態に陥った原因は、日常生活のつまらなさや満たされなさ、勉強のプレッシャーや対人関係のトラブルにある。「ネット使用を厳重に制限する」ことに限らず、子どもの楽しみや生きがいを「成績」や「受験」を盾に無視したり、親の望む「よい子」像を押しつけて子どもの自由を奪っている親は少なくない。そうした親の価値観や養育態度を煽る社会の圧力もあるだろう。こうした親の制限から逃れるために性刺激にハマっていくという悪循環のなかで、少年の性加害行動は生じている。

結局のところ、肝心なのはネットではなく親子関係であり、その家庭を支える社会のありようといえる。時代が流れようとも、かつてと変わらぬものはここにもある。

理事のページ

日本の子守唄

桑高 喜秋（理事）

5月に孫が生まれました。6人目の孫です。こまめに手伝いに行きますが、母親の手が離せない時には、赤ちゃんを寝かしつけるのが僕の役割。「じいじは寝かせるのがうまいから…」とお

だてられて、赤ちゃんを押し付けられます。

抱いて揺すりながら子守唄を聞かせるのが僕の流儀です。シューベルトの子守唄、モーツァルトの子守唄、アイまちづくり第52号

ルランドの子守唄、コサックの子守唄など西洋のものから、江戸子守唄、五木の子守唄、島原の子守唄、竹田の子守唄など日本のものまで、知っている唄を片っ端から歌って聞かせます。たいてい5曲目ぐらいですやすや寝てくれますが、今度は僕のほうが悦に入ってしまったって全曲を歌い切るまでやめないでみんなから笑われます。

今日もそんなふうにご歌いながら、ふと気が付いたことがあります。西洋の子守唄の歌い手は母親か父親なのに、日本の子守唄はそうではないということです。『ゆりかごのうた』や『わらびがみ』などの新しい唄は別にして、古くから歌い継がれてきた日本の子守唄の歌い手の多くは子守り奉公に出された子どもたちです。

そうか！「子守り」が歌う唄だから「子守唄」か。そういえば西洋では「子守唄」とは言わないで「ララバイ」。ララバイの原語は「あやす」とか「静める」の意味だから、なるほどそれで西洋の唄は親がわが子をあやして寝かせる唄になるわけか。「そんなこと、今ごろ気が付いたんか！」と叱られそうですが、気が付いてしまったものは仕方がありません。そこで今回はよく



じんけん ぶんか

知られた日本の子守唄について、いくつか考えてみたいと思います。

『中国地方の子守唄』

1. ねんねこ しゃっしやりませ
寝た子の かわいさ
起きて泣く子の ねんころろん
つら憎さ
ねんころろん ねんころろん
2. ねんねこ しゃっしやりませ
きょうは二十五日さ
あすはこの子の ねんころろん
宮参り
ねんころろん ねんころろん
3. 宮へ 参ったとき なんとゆうて
拝むさ
一生この子の ねんころろん
まめなよに
ねんころろん ねんころろん

「起きて泣く子の つら憎さ」とはありますが、この唄は、母親がわが子に歌っています。西洋のララバイと同じように、つつがなくこの子が育ちますようにとの願いが込められていますね。

『江戸子守唄』

ねんねんころりよ おころりよ
坊やはよい子だ ねんねしな
坊やのおもりは どこへ行た
あの山こえて 里へ行た
里のおみやに 何もろた
でんでん太鼓に 笙の笛
叩いて聞かずに ねんねしな
叩いて聞かずに ねんねしな

この唄も母親が歌っていますが、坊やのお守りは「あの山越えて里へ行った」とありますので、いつもは子守り奉公の娘がこの子のお守りをしているのがわかります。このように、昔は貧しい家庭の子は「口減らし」で奉公に出されました。男の子なら「丁稚奉公」、女の子なら「子守り奉公」が相場でした。昔と言ってもそれほど古い話ではありません。実際、ぼくの父親も小学校卒業と同時に紙屋さんに丁稚奉公に行きました。「丁稚」というのは雑役係の子供のことで、「年季奉公」といって3年とか5年とか住み込みで働くのです。「働く」といっても、子どもですから給金はありません。飴玉を買う程度の「おこずかい」が関の山だったそうです。実家に帰れるのは盆と正月の2回だけ。それを「藪入り」と言います。藪入りには雇い主側でもふんばつして、奉公人に着物や下駄を新調して着せてやりました。

さて、この子守唄の「おもり」さんも藪入りで「あの山越えて」里に帰りました。きっと新しい着物と下駄をいただいたのでしょう、里から戻るときには「坊や」のためにと、両親がおみやげを持たせてくれました。でんでん太鼓と笙の笛です。

「でんでん太鼓」というのは竹などの柄に紙製の小さな太鼓をつけたおもちゃで、柄にくくりつけた2本のヒモの先に豆のおもりがついていて、竹の柄を握って回すとピンと張った紙に豆が当たって「でんでん」となるアレですね。しかし、「笙の笛」は何でしょ



う。神社の祭りの雅楽で吹く笙？いえいえ、そんな高価な楽器が少女の親に買えるはずがありません。ここでいう「笙の笛」というのは、村祭りで吹く篠笛のミニチュア版のようなもので、音も1つか2つ出すのがやっとなという子ども用のおもちゃのことらしく、伊勢参りの土産品にもあったとか。

それはさておき、『江戸子守唄』に出てくる「主人」と「奉公人」との関係は、なかなかうまくいっているように僕は感じますが、いかがでしょうか。

『五木の子守唄』

1. おどま盆ぎり盆ぎり
盆から先やおらんど
盆が早よ来りや 早よもどる
2. おどまかんじんかんじん
あん人たちやよか衆
よか衆よか帯 よか着物
3. おどま打死だちゆうて
誰が泣いてくりゆか
裏の松山 せみが鳴く
4. せみじゃござんせぬ 妹でござる
妹泣くなよ 気にかかる
5. 花は何の花 つんつん椿
水は天から もらい水

こちらの
歌い手
は明らか
に子守り
の女の子
です。主
人と奉公
人との関
係はとい



うと『江戸子守唄』の場合とはガラリと変わっています。

熊本県の五木はその昔、平家の落人の集落として執拗な差別をうけてきましたが、「地頭」と呼ばれる大地主のところで働く「名子」たちは子どもを奉公人として差し出すことを強要されたようです。

待ちに待ったお盆がきて、子守りから一時解放されて女の子は実家に戻ってきました。女の子には幼い妹がいます。この唄はその妹に聞かせているようにも、また独り言のようにも受け取れますが、難解な言葉もありますので唄の意味を関西弁でたどってみましょう。

1. うちが（＝おどま）この家にいられるんは盆の間だけやさかい 盆から先はおらへんで。妹よ、来年のお盆が早ようくりや早ようもどるから、それまで待っといてな。
2. うちらはどうせ「かんじん」や。うちが背たろうてるあの子らは「ええとこの衆」や。ええとこの衆はええ帯にええべべ着せてもろて、ほんまにええなあ。

*かんじんは「勧進」と書いて、本来

は寺社建立のために寄付を集めて回ることを意味しましたが、転じて「物乞い」を指すようになりました。

3. うちらみたいなもん ぽっくり死んでしもたかて誰も泣いてもくれへん。ああ、裏の松山でセミが鳴いてる。
4. いいや、あれはセミやない うちの妹や。頼むから泣かんといて、来年もどってくるまでずっと気になっしょうがないやんか。
5. あそこに咲いてるきれいな花は何やろ？つんつん椿さん、お水やりたいけど家に井戸はあれへん。ごめんな 雨が降るまで辛抱してや。

このように被差別のなかから生まれた子守唄はほかにもあります。1970年ごろにフォークソンググループ「赤い鳥」が発掘して一世を風靡した『竹田の子守唄』もそのひとつです。京都の被差別部落に伝わる唄ですね。

『竹田の子守唄』

1. 守りもいやがる 盆から先にや雪もちらつくし 子も泣くし
2. 盆が来たとて なにうれしかろかたびらはなし 帯はなし
3. この子よう泣く 守をばいじる 守も一日 やせるやら
4. はよも行きたや この在所こえて 向こうに見えるは 親のうち 向こうに見えるは 親のうち

『江戸子守唄』では、盆・正月の藪

入りになると主人は奉公人に着物と下駄を新調してくれましたが、『竹田の子守唄』では「かたびら(=着物)も帯もなし」。年がら年中「ただ働き」だったことがうかがえます。雪の降りしきるなか、泣きたいのを必死にこらえながら、ひたすら年季の開けるのを待ち侘びている幼い女の子の子守り姿が心に迫ってきます。

もちろん、丁稚や子守りの奉公人を雇う側にもやむにやまれぬ事情がありました。大地主は別にして、職人や商売人、農家にしてもみな家族労働ですから乳飲み子を背負っての重労働は骨身にこたえます。奉公人を雇うことで、女性も一家の暮らしを支える大黒柱となり得たのです。とは言え、10歳そこそこの子どもたちが親の家を出て見ず知らずの家で住み込みで働くのはさすがに厳しいものがあります。日本の子守唄はそうした子供たちの心情をよく表しています。

さて、ここまではそうした子供たちの「^{けなげ}健気に耐え忍ぶ姿」を見てきましたが、最後に、耐え忍ぶだけではない彼女たちの姿を紹介します。それが豊中の被差別部落に伝わる子守唄です。

『豊中・南の庄の子守唄』

- ねんねんする子に 赤いべべ着せて
ねんねんせん子に 縞のべべ
聞こえたかい
- この子死んでも 墓へはやらぬ
焼いて粉にして 白湯でのむ

聞こえたかい

3. だんなよう聞け お家さんも聞け
守りをきつすりゃ 子にあたる
聞こえたかい
4. 子にあたれば そぶつにあたる
たけの短い 身のせまい
聞こえたかい

この子死んでも墓へはやらぬ 焼いて粉にして白湯でのむ…なんと激しい情念でしょう。「聞こえたかい」とあるように、この唄は敢えて雇い主に聞かせようという意思をもって歌われています。しかし本当に聞かれてしまったらその仕返しに「たけの短い着物(=そぶつ)を着せられて、肩身の狭い思いをさせられる」ということもわかっているのです。わかっちゃいるけど言わなきゃいられない…そういう根性の座った子守唄だと言うべきでしょう。

この唄は1984年に刊行された『人間の血は涸れず』の28、29ページに収録されていますので、楽譜とともに、聞き書きを抜粋します。

「子守り ある古老のはなし」

(略) わたしはな、朝早ようおきて、守りをしている家へ行って、ご飯の下たきつけて、ご飯こしらえて、家の人といっしょに食べました。それから、あとかたづけして、家の人めいめいの仕事にでたあと背中に子どもをくくりつけて、そこの「そうじ」をすませて、(子守りの)友だちがさそいに来てくれるのを待ちました。一日中子どもをくくりつけ

豊中・南の庄の子守唄 (大阪) 伝 承=大阪・豊中支部の古老
聞きとり=三浦郁子
採 譜=斉藤律子

て遊んどったけど、べつに苦にならなんだ。日が暮れたら子どもおろして、夕飯食べて、あとかたづけして風呂へ入ってからわが家にもどってきますねん。給金いうて、べつにもらわへん。「そぶつ」いうて、盆や正月に着るもんこさえてもろたり、下駄買うてもろたりするだけで、まあ、口減らしですわな。(略) 子守りがうとうてた節には、唄のしまいに「聞こえたかい」というのがつきますねん。自分らの気持ちを、やと

うている者に聞いてもらいたかったんですなあ。(以下略)

通りを参議院選挙の街宣車が走って行きました。「民族の誇りを取り戻し、自前の憲法を！」と声高に主張してきた政党が、急に「憲法」を口にしなくなりました。

「日本人である前に人間でありたい」…僕はそう思います。孫の寝顔を眺めながら「戦争で人を殺すような人間にだけはならないでほしい」と願うじじです。

2016 連続講座「橋のない川」と部落問題とその運動を考える

第2講「橋のない川」と住井すゑの世界

お話：黒川みどりさん（静岡大学教員）

2013年にスタートした連続講座も今年で4年目を迎えました。今年は住井すゑ原作、今井正監督作品『橋のない川』の上映を第1講に、第2講は黒川みどりさん、第3講は灘本昌久さんにお越しいただきました。今井作品の『橋のない川』は、なかなか見ることができなかつたためか、上映会の参加者は80名を超えました。第2講では映画の中で部落民がどのように描かれているのか、また、92年に製作された東陽一監督作品と重ね合わせてみえてくるものは何かなどを黒川みどりさんにお話いただきました【文責：森山輝子】

映画『橋のない川』

今井正作品は第一部が1969年、第二部が1970年です。

ご承知のように、この映画は部落解

放同盟が当時、差別映画だということで、第二部をめぐって上映阻止闘争をやりましたので、今井作品の『橋のない川』はずっとお蔵入りをしてしまし



た。原作は住井すゑです。住井すゑは1997年に95歳で亡くなりました。

『橋のない川』はもともと1959年から1960年にかけて、部落問題研究所が出している雑誌『部落』に連載したものが本になり、そのあと書き継がれていったものです。第7部まであって、新潮文庫になっています。住井すゑはそれで終わるつもりはなかったのに、死後、第8部と書かれた原稿用紙が残されていたそうです。このあとも彼女は書き継ごうとしていたから、第7部の終わり方はかなり後味が悪い終わり方になっているように思います。第7部まであわせて800万部以上読まれたロングセラーです。

監督の今井正は91年に亡くなっていますが、東京広尾の住職の子として生まれました。今井正は日本共産党員で、そのことが上映阻止闘争にも大きく関わっていきます。作品の如何というよりは、部落解放同盟と共産党が対立を強めているなかで、一つには監督が共産党員だったということにより、『橋のない川』はいわゆる政争の具になってしまったととらえていいのではないかと思います。

今井監督は、新日本出版の『今井正の映画人生』という本のなかで、「『橋のない川』という題名は、一方の岸からは未解放部落の人たちが、また他方の岸からはその同盟者たらんと志して人びとが、両方の岸から差別を根絶するために橋をかけることを念願として、原作者の住井さんがつけられた題である。できあがった映画にはもちろん、色々な欠点があることも私もよく知っている。しかしあの映画を観た人のなかで、差別はいいことだなどと思う人が一人でもいるだろうか。みな、差別を生み出す社会を憎み、怒りを燃やし、これを打ち破りたいと思うだろう」と語っています。

そういうふうに原作を受け止めて、この映画を作ったということです。

上映までの背景

住井すゑは明治100年の祭典に対抗して、「こちらはこれでもって差別の100年であったということを実証しよう。それで最初、私（住井すゑ）と今井さんと脚本の八木さん、『人間みな兄弟』のプロデューサーの松本西三さんの四人で『四人委員会』というものを作って全国カンパをいただいてやろうという申し合わせをしたんですよ」と言っています（雑誌『部落』1969年6月）

折から、政府も関わって1868年の明治維新100年の祭典をやるという計画が出され、それに対して革新陣営や歴史学者たちは、日本の明治以来の近代化を美化する、肯定することにな

るということで反対をしました。政府のように日本の近代化を美化するのではなくて、差別を内包してきた100年だったということをつきつけようということで、この映画の制作がスタートしていくことになります。

作品に対する批判

今井作品第一部に対して、解放同盟の側からすでに撮影時から批判が噴出していました。

住井も解放同盟と意見を一致させて、この映画は良くないということを書いていました。それはすでに1969年、東上高志のインタビューに「シナリオの弱さもあるけれど、やはり差別というものの本質がどこにあるかということをはっきり捉えていないからじゃないかと思います。権力構造というものを分析していくということがなければやはり受け身になりますね。受け身になれば差別される理由が部落の側にあると受け取りますよ。この映画を観たら差別の再生産になりはしないかという不安を持ったと今までの批評にありますね。それはやはり受け身の思想がそうさせるのだと思います」というなかに示されています。住井はこういう立場を取りました。

ただ、私が観るところ、原作も読んだのですが、住井さんの原作から今井作品はそんなにぶれていないんじゃないかと思っており、むしろ住井的なセンスをこの映画は精いっぱい映しだしているのではないかと思います。ただ、住井自身はそうではないと言っている

のですね。

次にいくつかの論点を見ていきます。

弱められた天皇制批判

一つには、作品のなかで天皇制批判を弱めざるを得なかったということ、シナリオを描いた八木保太郎自身が言っています。しかし私は、むしろ天皇制批判は映画作品のなかにも非常にはっきりと表れていると思うのですが、そもそも住井は天皇制を部落と対称的に追及すべき存在として位置付けていました。

だから住井すゑは、1910年の大逆事件をこの映画のなかに登場させているんです。天皇制があることは人間に貴賤があるということ。こんな非科学的な発想はない。ここが住井すゑの原点であり、この作品の柱です。

「同情」という壁

克服すべき、しかし一方で数少ない味方ともなりえている「同情」を寄せる柏木先生という存在。

映画の中でも、青島に比べたら柏木はずっとマシなわけです。柏木は「一般社会が学校の部落外の生徒が小森の





生徒を軽蔑するのは大人のそうした習慣を真似するだけで他に理由はないように思う」と言っています。しかしながら、水平社を立ち上げる際には、水平社は「同情」に拠らないで自らの力による解放を求めていき、お為ごかしで欺瞞的な「同情融和」は克服の対象でした。

権力者、差別者として描かれる警察や教師

警察は、部落民が火をつけるのはさもありなんという認識に立っている、そういう予断を持っています。現実には、1918年の米騒動の際にも、予断を持った警察によって、被差別部落の人たちが実際に働いた役割以上に数多く検挙され、罪を着せられました。まさにその歴史的事実を想起させるものだと思います。また教師による差別の横行、そうしたことは、部落解放運動家をはじめとする、さまざまな人たちのおびただしい数の語りが明らかにしています。水平社が告発してきたことのまさに氷山の一角だと思います。

部落民の徴表

じんけん ぶんか

ここでもステレオタイプの部落民認識というものが語られています。警察官のセリフ。臭い、汚い、まちえの「手が蛇のように冷たくなる」というセリフです。本来は、被差別部落にそういう徴表があるとすれば、おおむね経済的貧困から派生するところの問題なのですが、その原因究明は思考停止のまま、部落民にはそういう特徴があるんだと見なされています、私の言葉でいえば「創り出される人種」ということになります。

ぬいは、「エタは直そうと思っても直せしまへん。先生、どうしたら直せるのか教えてとくなはれ」と詰め寄るわけですが、その一方で校長は「私の知るところでは、徳川はさておくとしまして、明治四年のエタ・非人の解放令以来日本にエタはない」という建前でシラを切りとおします。

周囲の人びとによる差別の深刻さ・残酷さ

常に浴びせられる「エッタ」という差別語。子どもたちの残酷さ、火事が起こったのが小森という被差別部落であったがゆえに、回りの村びとは笑ってそれを見て消火に手を貸さない、そういう人々の残酷さというものが描かれています。

雑誌『部落』が「橋のない川」を上映した後のアンケート結果が、69年3月号に出ています。さまざまな感想のなかで、もちろん不満もあるのですが、総体としては「良かった」という感想が大数を占めていました。つまり、まちづくり第52号

この映画というのは、非常に差別されるものの残虐性や差別することの愚かさを突き出していて、差別がいかにも愚かしいことかを見るものに突き付けているんだからいい映画なんじゃないかと、当時、難波英夫（国民救援会会長）は言っていますし、私もこういう評価に共感します。難波のそれは、政治的な立場にとらわれず、先入観を排して述べている、注目すべき見解ではないかと思います。

被差別部落のリアルな生活実態

同和対策事業がおこなわれる以前の映画の状態を描き出したドキュメンタリー映画は「人間みな兄弟」（1960年、監督 亀井文夫）ですが、小説を原作にしたものでありながら、それにかなり近い形で、この映画はそれを描いているのではないかと思います。

「典型的」部落民像

差別映画として問題にされた際に、永井藤作の描かれ方も議論になりました。有田譲（広島市立観音中学校教員、広島県同和教育研究協議会事務局次長）は、「例えば藤作なら藤作の描き方、一般的に言えば、ああいう人間がいるから部落は差別されるのやというとならえ方がありますよね。

差別の結果、人間性がゆがめられていくといった、そこの過程が描ききれないし、非常にきれいすぎると思うのですね」と述べています。あるいは「部落のエネルギーが藤作になってしまったんですね。爆発の形で出るわ



けです。爆発すればこれはエネルギーじゃなくて暴力です」といいます（1969年6月雑誌『部落』）

この点についていえば、暴力や爆発は、被差別部落に固有のものではなくて、下層社会一般の一側面だと思います。

戦後も含めて差別の憤りの爆発であり、差別されてきた被差別部落の人びとのエネルギーの発現である差別糾弾闘争や、あるいは1918年の米騒動などをどう説明するのだということになると思うのです。

東作品を重ね合わせて

今井作品と1992年に部落解放同盟が全面的に協力してつくった東陽一作品の二つを比べて、何が違うのかということ私の言葉でいえば、invisible race、見えない人種の徴表、匂いや生物学的な違いとか、夜に手が冷たくなるとか、あるいはもともと性質が違って「教育思想」や「衛生思想」がないとか、そうした「見えない人種」の徴表にどう立ち向かうのかという、その立ち向かい方の違いだったのだと思います。

その背景には政治的対立があって、このときにすでに矢田事件などをはじめ運動の分裂の兆しがあり、作品をめぐるの純粋な見解の対立というよりは、作品が政争の具になってしまったということだと思えます。しかしそれを承知であえて今井作品、そしてそれを批判した側がつくった東作品を重ねて、作品として、描き方がどう違うのかということを考えてみるならば、それは、今井作品のほうは、部落差別の残酷さを強調し告発し、大衆にそれを訴えることによって、大衆が作り出したその徴表を除去してしまおうということを狙ったと思えます。

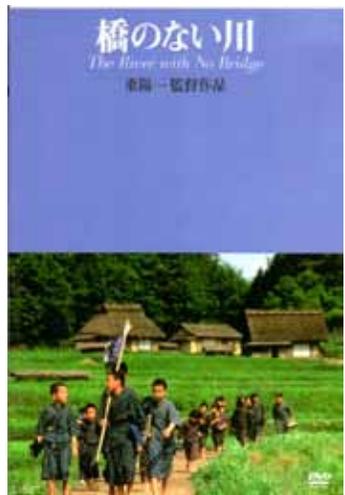
それに対して東作品は、部落民は変わった存在じゃないんだと、当たり前の日常を送っていて、部落外と変わらない集団なんだということをアピールしたと思えます。それは実際に、当時すでに同和対策事業が進展していて、そのことを訴えられる条件というのがすでにあったからこそできたと思うんです。だからこそごく当たり前の日常を送る部落民というのが強調されたと思えます。それゆえに、今井作品にも原作にもなかったふでの恋愛なども出てくるわけです。

にもかかわらず、人種主義のまなざ

しというものがあって、それに対しては徹底的に糾弾していくんだという姿勢を貫いたのが東作品だと思うのです。

まとめますと、「見えない人種」の徴表を取り除き、極力何も変わらない当たり前の部落民であることを打ち出したい、ないしはその部落民という認識さえも取り去りたいという意識があり、他方、現実に存在する人種主義による差別を前に、それを告発し、そのためには部落民というアイデンティティが必要とされるジレンマ、どちらにウェイトをかけていくのかということの相違が、対立のなかにあっただのではと思います。

それはいろいろ形を変えて、今の在り方のなかに、運動のなかにもジレンマとして存在しているのではないかと思うのです。作品を通してそんなことが読み解けるのではないかと思います。



もうひとつの橋のない川 信じていた、七色の水は流れたの だろうか…

楽遊ガイド

石原 敏（評議員）

ブルースフォークギターの名手、ヤスマロコウイチさんが、ソロのイントロをポロン…えっ、…やったー、『釜ヶ崎人情』やん！すかさずMっちゃんから「いよっ！」声がかかる…やっぱりね…。(「かまにん」が入ったアルバムは？と休憩に入ったとたん、二人して聞くも、ない、とのこと。残念至極。逆にライブならではのおまけ！)



作詞・作曲の『夢前川』の一説

ガキ大将の洋介は
僕等から取ったビー玉 橋のない夢
前川に投げ込む
いつか七色の水が流れると
本当に信じていたよ

そして、彼が、中学生の時、初めて
作詞・作曲したのが『貧乏』。

わてら貧乏 貧乏 貧乏 親も貧乏
貧乏 貧乏
子どもも貧乏 貧乏 貧乏 死ぬま
で貧乏 貧乏 貧乏
いつでも貧乏 貧乏 貧乏
あ～貧乏 貧乏
貧乏貧乏貧乏……………
あ～あ・あ 貧乏 貧乏

1965年豊中でT君たちと出会った時は、この歌詞のとおりで、プール(水遊び場)もあった児童館がたまり場だった。ヤスマロさんとは15違うので60年の生まれだろう。中学生というとは72～3年。答申から7～8年。豊中では、住宅、解放会館、「狭山」で市民共闘ができていった頃で、午後

7時半からの集会在連日。事務所は11時頃まで明かりがついていた…。

兵庫県の彼の故郷ではこれが生活実態だった。カフェの30人のライブでのギターと彼のブルース声は心に響きすぎました。56年後の今、97%のひとびとが叫ぶことになりそうな「いつか」が近づいていることが怖いくらいの「戦後71年」の世、どうしたものでしょう？教えて…今一番知りたいことです。

「橋のない夢前川」。橋がなければ、「夢」という「虹」をつかみに行くこともできません。6000といわれる「ムラ」に、そんな「橋のない川」はいくらあるんだろう。

『橋のない川』の連続講座の議論に非常に興味を持っています。検証作業は大切で、必要なことですが、「組織」としては特に難物です。上映阻止闘争の「最後列」にいた者としても身につまされます。『キクとイサム』『まだ最高裁がある！』の『真昼の暗黒』…などの「巨匠」今井正監督、二作目、どうしたんでしょう？「約束」ってのにイラついたんでしょうか…。

Sさんから「光玄、還暦やねん。久しぶりにやらへん？」と誘われ、10年ぶりにやった「魂のブルースフォークシンガー光玄かぶりつきライブ」。「社会派」光玄との出会いは80年代はじめだったろうか。「オレでは客入らんで…」と言いつつ、豊中・蛍池の舞台に何度も立ってくれた。郭早苗さんとのコンビは、「ばれたら終わりや」(「わが青春」のポスターの前で自転車にまたがる光玄…CDジャケットがいい。前出のMちゃんとこれまた合うところだ)『KOREA』『路地裏』『路地裏Part II』『鉛の粉』『宙を舞うI II』(神戸で阪神・淡路大震災に遭遇)などなど、数々の名曲を生み出しています。

10年ぶりの彼は、いい年の取り方をし、優しく、自然体で聴かせてくれました。名古屋から三人、京都から三人…地道な全国ツアーの積み重ねだろう。仕事をやってだからね。頭がさがります。

『路地裏』の一説

しゃべれない分だけ体を使うのさ
汗を流すんだ

100年前から裏切られてきたんだ
たかがここで生まれたただけだぜ

二人とも「ラブソング」ももちろん聴かせてくれます。これがまたいいんです。

Sさん、ヤスマロさんと出逢わせてくれて感謝です。四年後のヤスマロコウイチ還暦ライブ、ゲスト光玄、Sさん古稀祝いライブ、決まりですね。

ライブはいいです。その日誕生日のY・Tさんに、ヤスマロさんが、寝ずに？作った曲をハッピーバースデーで贈ったり、二人のトークのあぶないおかずもあったり…

ライブCD・テープ、協会にありますので興味のある方どうぞ…。

豊中地域から

地域別安否確認情報交換会(ささえあいネット)

酒井 留美(事務局)

6月21日、ささえあいネットワークメンバー(校区社協・民生委員・人権まちづくりセンター・包括支援センター・豊中地域人権協会)と自治会、克明社会協議会福祉委員の皆さんで豊中市危機管理監の方にお越しいただき「防災・福祉ささえあいづくり推進事業」のお話をいただきました。

豊中市では、阪神・淡路大震災後、

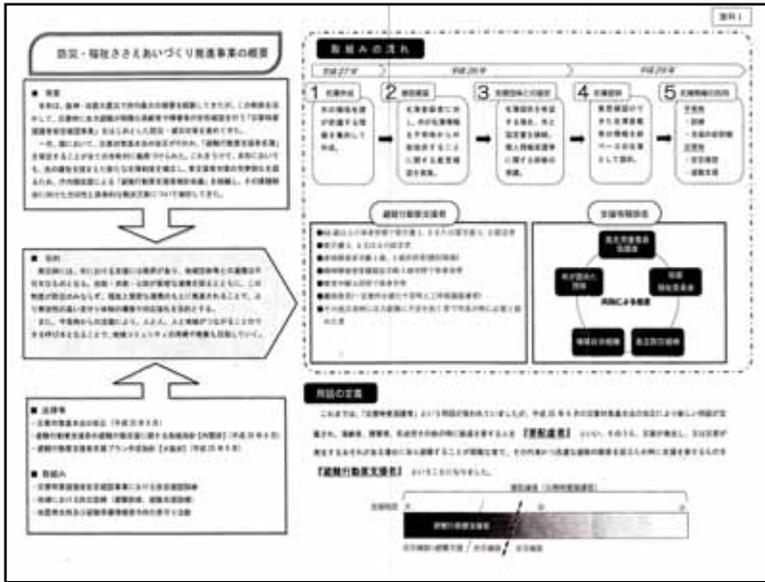
災害時に自力避難が困難な高齢者や障がい者の安否確認をおこなう「災害時要援護者安否確認事業」など、防災・減災対策を進めてきました。

来年度(2017年度)より、「豊中市避難行動要支援者支援プラン(全体計画)～災害にも強い福祉のまちづくり～を」元に、災害時に、行政や関係機関(公助)の対応だけではなく、一

人ひとりが日ごろから備え、できる限り自ら危険を回避し対応する（自助）、相互に助け合い、支え合うこと（互助、共助）がおこなえるよう「防災・福祉ささえあいづくり推進事業」が始まります。

お話の後、各町別に別れ、単身高齢

者、高齢者世帯、障がい者、そして気になる人を地図に色を分けて入れていき、参加した人たちが自分の町を把握する作業をおこないました。今回は参加者が増え、より多くの情報を共有することができました。それらを元に孤立している人との繋がりを開拓してい



き、より多くの方に必要な情報が伝わるよう、訪問活動「大作戦」を続けていく事を確認しました。

災害・減災の取り組みは、地域での日ごろからのつながりなどの延長線上にあり、ささえあいネットワークでこれまでしてきたことが、更に重要になって来ます。

8月は「平和と人権月間」

蛭池地域から

福島 智子（事務局）

十八中学校校区では、8月を「平和と人権月間」として、様々な取り組みを予定しています。蛭池人権まちづくりセンターでは、「平和の手作りパネル展」「人権講演会」、他にも、高齢者事業では、「すいとんづくり」や「平和の折り鶴」の取り組みを行います。

人権講演会「自分を好きになる力・自分を活かそうとする力」

8月5日（金）18:30-20:30

講師：土田光子さん（大阪教育大学非常勤講師）

入場無料・申込不要

「平和の手作りパネル展」

8月1日～8月31日

内容：平和や非核・反戦についての新聞記事ほか、切り抜きの展示。

平和映画会「父と暮せば」

8月3日（水）① 13:30～② 18:30～

8月27日（土）① 13:30～② 18:30～

【あらすじ】原爆投下3年後の広島が舞台です。亡くなった父の幽霊が、自分だけ生き残ったことに負い目を感じ、幸せになることを拒絶しながら生きている娘へ、自分の分まで生きて、広島であったことを後世に伝えて欲しいという願いを伝えに來ます。

【原作：井上ひさし 監督：黒木和雄
2004年製作/99分】申込不要、問合せは蛸池事務所まで！

TEL：06-6841-2315



世界人権宣言 67 周年記念豊中集会・報告

誰が差別をつくるのか②

【前号のあらすじ】エチオピアの南西部に位置するカファ地方。コーヒー発祥の地といわれ、コーヒーの語源は「カファ」であるともいわれている。人口88万人のカファ地方には、マンジョとよばれる狩猟を生業にするマイノリティ集団が1万から1万2千人ほど住んでいる。その昔、カファ王国では王を頂点として、その下に農耕民（カファ）、職能集団、マンノと呼ばれる皮なめしや土器づくりを生業とする集団、マンジョ、そして一番下に奴隷が位置づけられるピラミッド型の階層社会だった。しかし、マンジョの人たちはカファによって征服されていたものの、マンジョはカファ王国の国境や王墓の警備、文字を持たないカファ語の伝言など、カファ王国において重要な役割を担っていた。【文責：森山輝子】

カファによるマンジョへの差別

現在、カファ地方では、カファによるマンジョに対する差別があると説明されています。具体的には、カファがマンジョに出会ったときには握手をしない。一緒に食事をしない、同じ食器を使わない、あるいは同じ火を使わない。ガスがないので、火を使うときは火を焚かないとならないのですが、マッチで火をつけるのは大変です。で

すから、火がついている炭や木をもらってきたほうが早いのです。そのときにマンジョの人が「火が欲しい」といってカファの家に行っても、火はもらえません。その逆もしかりで、カファの人がマンジョから火をもらって、その火を使うこともありません。

ひとつの村のなかに、カファとマンジョが暮らしていますが、両者の居住

地は別れています。水道がないので沢や井戸で水を汲むのですが、カファとマンジョは水場も別です。亡くなったあとで埋葬される墓地も同じ場所には作らない。カファが経営する飲食店にマンジョは入ることができません。また、カファとマンジョの間での結婚はありません。さらにお葬式の際には、講をつくって一緒に協力しあって埋葬するのですが、その葬式講もカファとマンジョで異なります。カファの人たちはマンジョの葬式講に入らないし、カファの葬式講にマンジョの人たちは入れてもらえないということがあります。農作業などの共同労働においても、マンジョの人たちはカファの人たちから排除されています。

マンジョの子どもが学校に入れてもらえない場合もあります。カファの人たちから「お前マンジョのくせになんで学校に来るんだよ」と言われて、教室に入れてもらえない。マンジョの人々は、学校教育を終えることができないので、就職することも、政治や行政に携わることも難しいです。また、マンジョに政治的圧力がかけられるような差別があるといわれています。

なぜマンジョを差別をするのか

カファの人たちは、マンジョはなんでも食べる人たちであると説明します。イノシシやサル、コロブスという野生動物を食べる。病気や事故で死んでしまった家畜を食べたりする。彼らは汚い物を食べるんだと説明します。あるいはカファとマンジョの外見で



は、マンジョは小柄で鼻が低くて髪の毛がカールが強い。衛生面に気を配らず、臭いがするといえます。マンジョの人はウソつきで愚かで教育もないし、信用ならない人たちなんだと説明します。さらに彼らは森の中に住んでいて、宗教も持たないし自分たちとは違うんだというわけです。

とはいえ、実際には、カファとマンジョはほぼ同じ生活をしています。マンジョの人たちは森に住んでいないし、キリスト教に改宗しています。カファが語るマンジョの姿というのは、実際のマンジョの姿とは全く異なるものなのです。ですが、カファはこのように語って、マンジョを家に入れなかったり、握手をしなかったり、結婚を拒むのです。

請願活動と襲撃事件

これに対してマンジョは、1997年からカファ地方や南部諸民族州政府、エチオピアの連邦政府に対して、アムハラ語で書いた請願書を提出してきました。彼らが請願書で主張したのは、カファ王国時代から100年以上にわたって続いているカファによるマンまちづくり第52号



NGOの啓発ポスター

ジョへの差別をなくしてほしいということ、マンジョはカファとは異なる固有の民族であることを認めてほしいということでした。

請願活動という政治的な活動にとどまらず、マンジョは暴力をとまなう過激な事件も起こしています。2002年3月にカファ地方西部にて、マンジョが同じ村に暮らすカファの人たちを襲撃して殺害するという事件がありました。カファ、マンジョともに死者が出て、241人のマンジョの人たちが逮捕されました。この事件は、エチオピアのラジオのみならず、エチオピアのマイノリティによる襲撃事件という形で国際的にも報道されました。

この事件の発生によって、NGOやエチオピア政府がカファとマンジョの関係を大きな問題であるとみなすようになりました。そして、エチオピア政府は、マンジョの人たちに優先的な教育機会として、食費、寮費、学費を政府が全額負担する寄宿学校にマンジョが入学できる機会を提供したり、公務員の職に就く機会を提供してきました。また、NGOは、人権について説くポス

ターや看板を街中に設置したり、人権の大切さや平等とは何なのかを教える啓蒙集会を開いたりしてきました。

祝福や恩寵をめぐる不思議な関係

ですが、カファとマンジョの関係は、一言で「差別なんです」といえるような単純な関係ではありません。村で、カファとマンジョの人たちと一緒に暮らしていると、差別とはいえない関係をいくつも目にします。

たとえば、カファの人たちはマンジョと握手をして挨拶することはないのですが、カファの人が朝歩いている、前からマンジョの人やってくると、その日はとてもいい日になるというのです。

カファの人たちは、マンジョの母乳が出る女性にカファの赤ちゃんを渡して母乳を吸わせてもらいます。というのも、マンジョの母乳を飲んだカファの子どもは、強くたくましい子どもに育つといわれているからです。

マンジョが住んでいたところを去って別の場所へ行くと、カファの人たちはマンジョが住んでいた場所に急いで自分の家を建てようとします。マンジョが暮らしていた場所には、祝福や恩寵があって、とても良いことがあるからなんだと説明するのです。

マンジョがカファの家に行って、「おなかが減りました」というと、食事が提供されます。マンジョの人に食事を提供しないというのは、ありえないという感じですが、なぜならば、マンジョの人たちのおなかを満たすことによっ

て、マンジョが持つ恩恵にあずかることができるからなんだといいます。

種まきをするときには、マンジョの人たちが一番初めに種をまかないと実らないと説明されます。ですから、カファが種まきをするときは、必ずマンジョを呼んで種をまいてもらうのだといわれています。

このように、カファとマンジョの関係というのは差別の様相もあるけれども、それだけでは説明できない不思議な関係なのです。

慣習的忌避関係

ここで問題としたいのは、カファのマンジョへの差別は本当に100年以上続いてきたのかということです。

結論を先に言ってしまうと、実はそうではありません。なぜ、カファによるマンジョへの差別は100年以上続いていないといえるのか。このことを検討するうえで、主に3つの点を考える必要があります。一つめは、カファ社会の慣習的な忌避関係です。二つめは慣習的忌避関係と差別の関係で、三つめに権力の偏りとカファとマンジョの間での格差があります。

カファ地方では、生業や性別、年齢が異なる人たちが、お互いに相手は自分とは違うのだと区別しながらも関係を取り結ぶあり方として、忌避関係というものがあります。社会的な地位、たとえば行政官、宗教指導者、年長者と子どもは区別されます。あるいは男性と女性。鍛冶屋、織工や皮なめし、土器作り、狩猟といったように生業に

よって区別される人たち。喪中の人、女性で月経期の人や産褥期の人も区別されます。さらに割礼を受けた人と受けていない人、耳たぶに穴をあけた人とあけていない人も区別されます。

カファ地方で社会的地位が高い人、例えば宗教指導者に出会ったときは、大地にひざまずいてカファ語で「あなたさまのために死にます」と挨拶するというのが慣習的忌避関係の代表的な例です。カファの間でも、地位が高い人たちとそうではない人たちの間で、このような挨拶の仕方がみられます。

カファ地方では、一般的に食事は、ひとつのお皿をみんなで囲んで、手づかみで食べます。男性だけのところに女性が入って行って食事をするのは、少し難しいです。ほかにも、成人している男性のところで、割礼をしていない男の子と一緒に食事ができるかということ、できないのです。

喪中の人、他の人の家に入って、コーヒーを飲むことはできません。なぜならその人は喪中だからです。喪中の人、自宅以外では、家のなかではなく、家の外のベランダでコーヒーを飲みます。月経中の女性や出産後40日頃までの産褥期にある女性も同様で





す。彼女たちは、母屋に立ち入ることが許されていないので、月経小屋で過ごします。そしてこの小屋で生活している女性は、コーヒーを湧かすことも、母屋でコーヒーを飲むこともできませんし、調理や食事の準備をすることも控えないといけません。

慣習的忌避関係では、カファの人々の間でも、社会的な地位が高い人、低い人、あるいは性別や身体の状態などによって、人々が区別されていることがわかります。こうした人々の間で、握手をしないと、一緒に食事をしないと、同じ空間を共有しないとという形で、お互いを区別しながらも一緒に生活していくために関係性のあり方として、忌避関係が結ばれてきたわけです。こうしたカファ社会の慣習的忌避関係をみていくと、実は、この忌避関係のなかにカファとマンジョの関係が入ってくるのがわかります。

「違う関係」が「差別」へと変化

カファとマンジョの間では、生活は一緒になったものの、独自の文化や歴史、アイデンティティといった側面において、お互いが自分とは異なる集

団なんだという意識はずっと保たれています。とはいえ、生活が同じになると問題も生じます。慣習的な忌避関係を続けにくくなるのです。つまり、今までは自分とは違うと思っていた人たちを、同じような形で対等な関係にある人たちとして扱わなければいけなくなったのです。そのときにカファの人々がどのように対応したかという、マンジョの人たちを否定的なイメージを持つ人々としてステレオタイプ化したのでした。

たとえば、マンジョはかつて野生動物を食べていて、今も食べているといったり、マンジョは汚いといったりします。マンジョは1990年代からプロテスタントに改宗してキリスト教徒になっているのですが、マンジョは今も宗教は持っていないのだとか、あるいは学校教育をうけていないのだといえます。つまり、カファは偏見をもって、実際のマンジョとは異なるマンジョを語ることによって、マンジョは自分たちとは違う集団なんだという語りをするようになりました。

カファとマンジョの間で経済的な格差も広がっていきました。それまで狩猟を主な生業にしていた人たちが、突然農業をはじめるとするのは、なかなか難しいのです。マンジョが不慣れな農業をおこなっても、収穫量もあがらなくて現金も得ることができない。このようななかで、マンジョは、薪や炭を販売することによって現金収入を得てきました。ただし、森林資源に頼る生活では、安定的な現金収入を得るこ



とはできません。結果として、マンジョはお金もないので子どもに学校教育を受けさせることもできませんでした。

実際、マンジョの子どもたちが学校に行こうとすると、カファの子どもあるいは親がマンジョの子どもは学校の教室には入れたくないといって、学校から追い出したり、通学路でカファの子どもがマンジョの子どもに石を投げて学校に行かせないようにしたりしたという話がよく聞かれます。

学校教育を受ける機会を逸すると、就職する機会も乏しくなっていきます。カファ地方のおよそ90%は農民ですが、学歴がないと公務員や警察官、あるいは看護師などの職を得ることができなくなります。結果として、政治あるいは行政にもアクセスできないし、カファとマンジョの間で何か事件が起きたときに、マンジョの側に立って弁護できる人もいません。マンジョが裁判で不利な扱いをうけることも起

き、マンジョとカファの間で政治的あるいは経済的な格差がどんどん広がっていきました。

政府やNGOの介入

格差が広がったことは、カファがマンジョに対して抱いていたネガティブなイメージ、つまりマンジョは貧しいし汚いし、今も遅れた生活を送っているんだという見方を、より助長することにつながりました。このような形で、カファとマンジョの関係が変化してきました。

ただし、カファとマンジョの関係が差別といわれるようになった背景には、実はカファ地方の外からやってきた人たちが、カファとマンジョの関係を差別とみなして取り組みをおこなったことがあります。もともとカファ地方では、慣習的な忌避関係があったわけですが、エチオピア政府やキリスト教会、NGO、さらに各国の政府、EUや国連をはじめとした国際機関がカファ地方を訪れて、カファとマンジョの関係を差別とみなし、人権、平等、差別とは何かについて説くようになりました。これによって、カファとマンジョの人たちが、お互いの関係を差別として認識するようになったのです。【つづく】

書評

ふしぎな部落問題

著：角岡伸彦 筑摩書房

重本 洋輔（事務局）

本書は、部落問題や部落解放運動について部落解放同盟とは違った視点や

考え方を持つ部落出身のフリーライター角岡伸彦さんによって書かれたものだ。資料室で見つけたとき、思わず手に取ってしまうほどタイトルに興味をひかれたので読んでみることにした。

この本は全4章にて構成されており、明治4年に出された「解放令」から現在までの部落差別や部落解放運動の歴史をはじめ、前大阪市長に対する「週刊朝日」の差別記事から見えてくるメディアの部落問題の取り扱い方や捉え方、屠場を扱ったドキュメンタリー映画『にくのひと』をめぐる部落解放同盟支部長とのやりとり、そして、箕面の北芝支部が取り組んでいる自前の同和対策事業と先進的なまちづくりなどが取り上げられており、全体をとおして、これまで部落問題に関して多くの人が気になっていること、疑問に思っていることに対する角岡さんなりの答えや考えが書かれている。

なかでも、部落出身者としての立場から見た部落解放運動が抱える矛盾や課題について書かれた部分が特に印象的だった。

本来、部落解放運動とは水平社宣言にも書かれているように「エタであることを誇るための運動、つまり、「部落民から」ではなく、「部落民としての（差別からの）解放」であり、「部落」ではなく、「部落差別をなくす」ことを目指した運動である。そして、そのためには「部落を隠さず明らかにしていく」ことが必要であった。

しかし、これについては、他の人権

問題にはない部落問題独特の難しさもあって、運動の中で多くの人がきちんと整理しきれず、様々な矛盾を抱えたまま、

これまで来てしまっている。そして、それは結果的に世間に対して、部落問題は見えにくい、わかりにくい、そして語りにくいといった印象をつくってしまった。

僕自身についてもこれまでを振り返ってみると、「部落問題の全てを知り、正しく理解してほしい」との思いを持つ一方で、場所や相手によって、いろんな部分について隠してきたと思う。

もちろん、未だに厳しい差別が残されていることを考えると、「部落を隠さずに明らかにしていく」のは決して簡単ではない。誰だって差別は怖い。しかし、今現在、インターネット上などで部落の地名が第三者によって公開されるなど、かつての部落に関する情報がよみがえり、差別が再生産されているという状況の中で、これらに立ち向かい、部落問題についての関心と正しい理解を広めていくためには、いずれはこのことについて何らかの答えを出していかなければいけないと思う。

そのためには部落問題や部落解放運動のあり方について、そして、自分が



部落差別にどう向き合っていくのかについて、きちんと考える必要があると思う。この本をとおして、部落問題に

取り組むうえでの自分の課題が一つ明確になったように感じた。

初めての裁判傍聴

森山 輝子（事務局）

「第〇〇号、始めます」

最前列に座っていたものの、マスクをしたままの職員さんが何を言っているのか全くわかりませんでした。職員さんのやる気のなさからして、マスクを外してもわからなかったと思います。

5月20日、大阪地方裁判所で開かれた「リバティおおさか裁判」の第4回口頭弁論に参加しました。初めての裁判、ドラマや映画で見るとようなシチュエーションを期待してワクワクしながら大阪地裁へと向かいました。裁判の傍聴も初めてですが、大阪地裁へ行くのも初めてでした。地裁の手前にあるアメリカ領事館には何度か足を運んだことがあったので、阪急梅田駅から歩いて行ったものの歩いても歩いても大阪地裁は一向に見えてきません。

5月といえど、なかなかの暑さで、梅新の歩道橋を渡り、領事館を通り過ぎ、30分近く歩いた末にようやく着いた！と思った建物は関西電力のビルでした。それからやっとの思いでたどり着いた大阪地裁は、すでに100人近い人たちが傍聴抽選券の配布を待っていました。9時45分を回って地裁に着いた人には「抽選券の配布はもう締

報 告

め切りました」と拒まれており、一枚ぐらい配ってくれてもいいやんか！と思っていたら、当選番号の発表も、傍聴券を受け取った人の誘導もなんとも機械的で、待っている人たちに聞こえるように大きい声を出したり、繰り返して説明することは禁止されているのかとさえ感じました。

肝心の裁判は被告側の弁護士さんが15分ほどで意見陳述を述べて終了。え、もう終わり？というぐらいあっけなく終わってしまいました。時々喋る裁判官も何を話しているのかまったく聞こえない。むしろ聞こえるように喋る気もない。傍聴席にいる私たちがあたかも勝手に聞きに來ただけかのように、ぼそぼそと次回裁判の日程の確認をして、裁判は終了しました。

たった15分のために30分かけて歩いてきて、今からまた30分かけて帰るのかと思ったら、ちょっとショックでしたが、その後、弁護士会館で詳しい報告がありました。丹羽弁護士の熱い解説や今後の裁判の流れなどを聴くと、やはり橋下元市長の個人的な見解で唯一の人権博物館がなくなるというのはあってはならないと感じました。

「人権」は特別な人のための、特別

なものではありません。全ての人々が持っているものなのに、あたかも「人権」を語ったり、人権啓発をする団体だけが恩恵を受けているかのような誤解や偏見をもつ人は少なくありませんが、橋下さんもその一人ではないでしょうか。お金がないからといって、今あるものをなくすのはとても簡単ですが、長年、語り継がれてきたり、培われてきた歴史や文化を一度なくしてしまうと、再び作り上げていくのはほぼ不可能に近い気がします。

この機会に、リバティおおさかがどのような経緯で設立され、どのような歴史や意味合いを持っているのか、多くの方に知ってもらい、理不尽な裁判にも関心を持っていただきたいと思います。

**次回の裁判は7月29日(金)
10時です!**

※9時半から傍聴抽選券の配布です。45分を過ぎると配ってもらえませんのでご注意ください!

2016 連続講座を終えて

報 告

佐々木 寛治（事務局長）

第1講（2016.6.1）

映画「橋のない川・第1部」（今井正監督作）

「橋のない川」は、住井すゑが心血を注いで書き上げた「未完」の大作で、部落問題をテーマに据えた文学作品としては、島崎藤村の「破戒」に並ぶ作品だと思います。第1部は、雑誌「部落」に発表され、1961年に新潮社から刊行され、以後、1973年の第6部で一応の完成をみましたが、ヒロヒト（昭和天皇）の死去をきっかけに1992年に第7部を刊行し、第8部も構想していたが他界しました。

「私の作品は、差別をなくし、部落解放をするために書いたものです」と言ったように、部落差別意識にとらわれ、あからさまに、平然と差別するこ

とを当たり前とする部落外の人々のありようと、これに堪えつつ、差別の不当性・不条理に抗い、人間としての尊厳を取り戻さんと覚醒・自覚してゆく部落の人たちの生きざまをリアルに描いています。

この作品は、今井正監督によって映画化され、1部（1969年）と2部（1970年）が制作されました。しかし、折からの解放同盟と共産党との対立・敵対という状況のなかで、映画についての評価もその渦中に晒され、差別映画だとして、上映すること自体ができなくなっていきました。

第1部の冒頭、「協力 部落解放同盟中央本部」と大きく映し出されたように、第1部は解放同盟が協力して作られたのです。アンケートにもあり

ますが、一つは、やはり名作・傑作だということです。当時（1910年前後）の部落と部落差別のありようを生き生きと映しだしています。

部落差別というものがどういうものであるか、それを具体的に様々な場面、普段の生活の中の出来事を通して描き出しています。差別をする側の心根の卑しさ、人間としての卑小さ、その一方で、有無を言わせない迫害や幾重にもものしかかる圧迫に堪えつつ、心を鍛えていく者、その対比の鮮やかさはしたたかに心を打ち、万感の思いを呼び起こします。

もう一つは、この映画は、部落差別というものが何であるかを赤裸々に伝えているということです。今日、部落差別といっても多くの人々は何であるかを知るのは難しい。かつてのように、それとわかるような実態もなければ、部落や部落の人をイメージできるような具体的なものもありません。部落差別、部落問題は存在するけれども、見ることもできないし、触れることもできず、まことに不可思議な具合になっているのが実情です。だから、部落問題を可視化することを考えねばなりません。その意味で本作は、部落差別とは、部落問題とは何であり、どうあったのかを知り、部落問題への認識・理解を深めるための大きな一助になるのではと思います。

しかし、部落差別を助長する「差別映画」だとして、部落解放同盟による上映阻止闘争が行われた経緯があり、

この映画を観る機会はほとんどありません。部落問題をテーマに据えた映画や文学作品は、数えるほどしかありませんが、そのうちでもこの映画は、トップレベルの質を持ったものでしょう。それが、当時の政治的な状況や路線の対立のなかで、「お蔵入り」同然になったことは、大いなる損失です。島崎藤村の「破戒」が紆余曲折を経て、初版本が刊行され、今日も読み継がれているように、部落問題をテーマとする希少な映画である「橋のない川」も広く上映され、もう一度、陽の目を見るようになることを望みたい。

※アンケートより

- 伝えていく事の大事さを感じました。
- 部落差別について、こんなに強い印象のある映画とは思いませんでした。
- 差別とは何か、非常によくわかる映画でした。
- 当時の当たり前にあった差別がわかりやすく描かれていた。
- 見る値打ちが多いにあった。

第2講（2016.6.13）

『橋のない川』と住井すゑの世界
お話：黒川みどりさん（静岡大学教員）

部落解放運動の隆盛時を知る者の一人としては、部落問題に関するさまざまな領域での低調ぶりはとても残念に思っています。もちろんその責めの第一は運動体にあることは言うまでもありませんが、その運動体は「特措法」失効を機に失速し、「飛鳥会事件」でまちづくり第52号

致命的な打撃を蒙り、弱体化の一途をたどってきました。どこかで踏みとどまることはできなかったのだろうかと思いますが、納得のいく答えは見つからないのが正直なところですよ。おそらく、その時々につづべき手を打てず、為すべきことを為さなかったということになるだろうと思いますが、いまだ「総括」には至っていないことも事実です。

そうした中で、部落問題にこだわり続ける事、内外に発信すること、これだけは欠いてはならないし、そうした営みの中から見えてくるものもあるはずと考えてきました。そして、問題の焦点は、ただでさえとらえにくい部落問題が、より一層わかりづらくなってきている昨今、人々の好奇心や関心を引き起こし、可視化するためにはどうしたらいいかにあるとも思ってきました。その意味では、「知る・見る・聞く」場の提供と新たな「出会い直し」、これこそが肝要です。その際、忘れてはならないことは、運動も研究もそれ自体のためにあるのではなく、現実を変える力になること、そのためにこそあるということだと思います。部落問題の現実に切り込み、揺り動かし、新たな問題意識を呼び覚まし、異論や異見を引き出すことができればサイコーではないかと思うのです。

残念ながら、部落問題には様々な尻尾と影がまとわりついていて、それが一種のバリアとなって、自由な立ち入りを阻む要因になっています。こちら

がその気はなくとも、相手はそれを感じて退いてしまうといった構図になりがちです。だから、まずはバリアを解く作業が必要になります。今回のテーマ「橋のない川」もバリアの一つとして存在し続けており、その意味ではその是非も含め、公開の場で論ずることの意味は小さくはないはずですよ。まずはそうした空間と場所をつくる必要がありますが、それができたとしても、その舞台に上がる役者がいなくては幕は上がりません。その点で言えば、研究者というものは、いわゆる「運動体」べったりになるのではなく、「批判精神」を堅持し、客観的な立場からモノを言うべき存在であるべきだということです。今回の講座にあたっては、判で押したような話ではなく、斬新で個性的な話をしてほしいと思いました。

その点で言えば、黒川さんはピッタリで、精力的な研究活動と著作の発表は群を抜いていて、まさに旬の香りがします。それは今回のテーマについても同じで、他に追随ないと言っても過言ではないと思います。ご自身は、映画は部落問題を知るうえでもとてもいい「教材」で、学生にも見てもらっているとのことでした。お話は、映画のあらすじを追いながら、当時の時代背景や部落解放運動をめぐる状況を織り込み、「争点」となったシーンについて、丁寧な解説をしていただきました。果たして、どのような「波紋」が起こるのか、はたまた起こらずにおわるのか？今後の私たちのとりくみにもまちづくり第52号

かかってくると思いますが、注視をしたいと思っています。

第3講(2016.6.29)『『橋のない川』と部落解放運動』

お話：灘本昌久さん（京都産業大学教員）

今回のテーマで講師を探しましたが、差別映画「橋のない川」、上映阻止闘争という極めつけのレッテルが貼られていることもあるのか、なかなか行き当らず、結局というか、やはりというか、落ち着くべきところに落ち着き、灘本さんをお願いをしました。あれ（阻止闘争）からもう40年余りが過ぎ、検証や総括がなされてもいいはずですが、そんな気配は皆無で、話題にすらのぼりません。だから、あえて取り上げるこの意味はあるのだろうか？という思いもあったのも事実です。

灘本さんは、自身の経歴とその時々、の社会的な出来事や事件を交えながら、部落問題との出会いや部落解放運動への関わり、研究者としてのとりくみなどをわかりやすく話しました。私が言うのも変ですが、灘本さんは、ありきたりのことは言いません。独自の視点・切り口で部落問題を語る人です。しかし、学生時代は、部落解放同盟の解放理論を受け入れ、バリバリに実践もしていました。だから、映画は観てもいませんでした。解放同盟が「差別」だと言ってるのだから観る必要は

ないとして、上映阻止闘争にも参加したと言います。ところが、映画を観る機会があって、衝撃を受け、「橋のない川」と向き合うことになります。「糾弾要綱」には詳細な批判が展開されていましたが、それらはいわば「やくざのいちやもん」の域を出ない代物であると断じます。映画は、部落差別の過酷な現実を描いた優れものであるとの評価に至り、自分の間違いに気づきます。

その後、「オールロマンス事件」や「破戒」「部落解放基本法」などをめぐって、部落解放同盟の「公式見解」に異論を提起し、「特異」な存在としてクローズアップされ、結果、部落解放同盟内において部落解放同盟に反する意見を言う「異端児」となっていました。1970～80年代、部落解放同盟の組織とその運動は、いわば「絶大」な力を持っており、また多くの人たちがその影響を受け、感化され、一種の「あこがれ」さえ抱いていました。まさに「それいけドンドン」の世界でした。行き過ぎや過誤もあったでしょうが、顧みる者は皆無と言ってよかったです。そして、「祭りの時期」が過ぎ、矛盾や問題点が顔を出してきても、それと向き合う内省・自省の作業はなされず、等閑視されていきました。それが「主流」のありようでもあったのでした。

だから、そんなときに「異論」「意見を吐くのは容易なことではありません。しかし、誰かがそれをやらねばならないことも必然です。時代と場所

と人とを出会わせるのが歴史の妙であるとするれば、それがまさしく灘本さんを通じて出現したと言えるのではないのでしょうか。「寄らば大樹の陰」に甘んじることなく、「物言えば唇寒し秋の風」の中に飄々として立つ、そんなありようが見えてきます。

人も組織も運動も間違いを侵すことは避けられませんが、大事なことはそれを認め、受け入れ、向き合い、自己切開することです。それが信用と信頼を回復する唯一の道でもあります。しかし、それはまた「言うは易く行うは難し」であることも事実で、部落解放運動はいわば「無謬神話」にとらわれ、身動きできず、自縄自縛に陥り、出口がない状態になっていました。部落問題につきまとう否定的イメージが払拭できないのは、ここにも大きな一因があるように思います。

灘本さんは、自身のありようも含め

て、部落解放運動の「問題点」を直截に語ってくれました。おそらく、そんな語りをする人はいないだろうと思います。心の奥底に秘めて語らないのが普通で、多くは「それを言っちゃおしまいよ」と考えています。何が「おしまい」になるのかは知りませんが、自分に正直であることのほかに大切にすべきものはないはずです。個人的には今からでも議論が起きてほしいと思いますが、残念ながらそんな気配は伺われません。このままでは部落解放運動は「安楽死」していきかねないとの危惧だけが募ります。

唯一救われるのは、4年目の連続講座に今回も多くの人が、それなりの思いを持って参加していただき、意見や感想もいただいたことです。これを糧・励みにして、「次」に続くものを構想したいと思います。

INFORMATION

人権文化のまちづくり講座

戦火の子どもたちに学んだこと ～シリア、アフガン戦争は今～

8月30日(火) 18時30分～20時30分

お話：西谷 文和さん（イラクの子どもを救う会代表）

会場：豊中人権まちづくりセンター

申込：当日会場（事前申込も可）

一時保育あります。8月20日までに要申込。
1歳から小学3年まで。ひとり300円

申込、問合せはとよなか人権文化
まちづくり協会まで！（連絡先は
40ページに記載）

入場
無料

編集後記

◇7月5日、東京地裁で「部落地名公開事件」の第1回口頭弁論が行われた。次回の日程は9月26日11時。示現舎（鳥取ループ）のブログを見ると、弁論後に高齢男性が大声で叫んでいたそうで、そのことを「部落に対する恐れを見ることになった」と書いている。叫んでいた男性が部落民かそうでないかはわからないし、被差別部落が関係しない裁判でも叫ぶ人間はいる。大阪市のヘイトスピーチ規制条例が可決された議会でカラーボールを投げ込んだ輩は部落民ではない。鳥取ループの主張は、解放同盟の方針に対する批判や揚げ足取りに感じるが、結果的にその行為が解放同盟ではなく、部落出身者の首を絞め、部落外の間人が同和地区を忌避することに繋がる行為に思える。果たして部落を隠すことがNGで、オープンにすることが正解なのだろうか。それで本当に部落差別はなくなるのだろうか。◇私のスマホで写真アルバムだけを見ていた3歳の娘が動画（youtube）の存在に気づいた。一つを再生すると「この動画を見た人はこういうのも観ていますよ」とズラリと画面横に動画一覧が出てくる。まさにありがた迷惑。「少しぐらいなら」という思いと、「静かにしてくれてるうちに家事をしたい」との思いで動画を見せていると、自分であれもこれもクリックしていて、気づくとデータ容量が制限ぎりぎりになっていた。「ネット環境についていけない、わからない」と根を上げずに、良い情報も悪い情報も氾濫するネット社会から子どもを守るためには、保護者がきちんと使い方を学び、親子間のルールを設けるのが一番の安全対策ではないだろうか。◇娘が赤ちゃんのときは、部屋を真っ暗にしてテレビの音を消して字

幕で韓ドラを見ながら抱っこで寝かせたり、出産祝いに頂いたオルゴール音の歌絵本の「ゆりかごのうた」を歌いながら抱っこで寝かせるのが日課でした。ある日、保育園の担任に「ごっこ遊びのときに、人形の背中をトントンしながら『ゆりかごのうた』をよく歌ってますよ。園ではほとんど歌わない歌なのに」と言われたことがあり、ちゃんと覚えているんだなあと驚きました。桑高さんのお孫さんもきっと世界各国の音楽や言語に興味を持つ子に成長なさることでしょう。◇連続講座は2回目となった黒川みどりさん。『橋のない川』が当時の政争の具にされたというのが印象的でした。教師や子どもがことあるごとに「エッタやさかい」という台詞になんともムカムカした気持ちにさせられました。悪気はなくとも言われる側の気は悪いです。灘本さんの報告は次号に掲載します。◇鄭義信脚本3部作はどの舞台も見ごたえたっぷりだった。石原さんとは兵庫県立芸術文化センターの催し作品の話をよくさせてもらう。最終的に「お金なんぼあっても足りひんわ」と笑う。臨場感溢れる芝居は五感を刺激してくれる。体力とお金が続く限り、足を運びたいものだ。◇吉田早悠里さんからエチオピアのコーヒーが届きました。味が深く、薫り高いコーヒーはさすがの一言です。1月から6月までをほぼエチオピアで過ごし、9月までウィーンに滞在中とのことです。◇私事で恐縮ですが、この度、第二子を授かりました。自然妊娠は絶対無理と言われていたもので、まさかの妊娠に喜びよりも不安しかありませんでした。事実、悪阻とわからず目まいの症状で耳鼻科を何度か受診する始末。8月末から産休に入る予定です。4年ぶりの出産、果たしてどうなることやら。【森山】

人権相談をご利用ください

1. 人権ケースワーク事業 (豊中市からの受託事業)

●定例相談

とき：月曜・水曜・金曜日の9時～17時

ところ：蛭池事務所（蛭池人権まちづくりセンター内）

電話：06-6841-2315

●出張相談

とき：毎月第2・第4木曜日の13時～15時

ところ：豊中市役所第2庁舎1階広報広聴課広報係

2. 人権相談 (自主事業)

とき：月曜日～土曜日、事務所開設時（9時～17時）に随時受付

ところ：豊中事務所（豊中人権まちづくりセンター内）

電話：06-6841-5300

mail：jinken@tcct.zaq.ne.jp

●編集：発行

一般財団法人

とよなか人権文化まちづくり協会

豊中市岡町北3-13-7 豊中人権まちづくりセンター内

TEL：06(6841)5300 FAX：06(6841)6655

HP：http://www.tcct.zaq.ne.jp/jinken/

E MAIL：jinken@tcct.zaq.ne.jp 郵便振替：00960-8-153806

蛭池事務所 TEL:06(6841)2315 EMAIL:bpazk307@tcct.zaq.ne.jp